

個人情報保護法が施行されます

経済・社会の情報化の進展を背景に「個人情報」を利用した様々なサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっています。その反面、「個人情報」が誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

そこで、高度情報通信社会のメリットを安心して受けるために「個人情報の保護に関する法律」が定められました。この法律は、平成17年4月1日から全面施行されることとなっています。

☆個人情報保護法のポイント

- 1 個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的としています。
- 2 民間の事業者の個人情報の取り扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めています。
- 3 事業者が、事業などの分野の実情に応じ、自主的に取り組むことを重視しています。

「個人情報」とは・・・

個人に関する情報で、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより、特定の個人を識別することができるものをいいます。

個人情報保護法の施行により、「個人情報」の取り扱いに関して次のようなルールが適用されます。

◎個人情報取扱事業者に義務付けられる措置

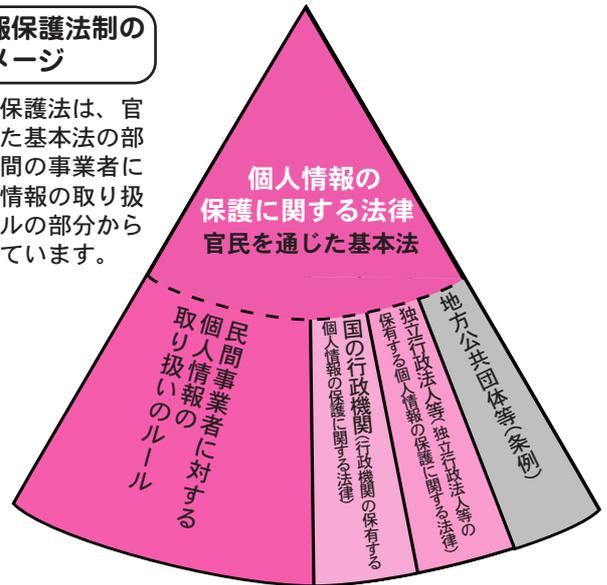
- (1) 利用目的による制限
- (2) 適正な取得
- (3) 安全管理措置
- (4) 第三者提供の制限
- (5) 開示・訂正・利用停止

◎消費者が個人情報取扱事業者に求めることができる措置

- (1) 開示・・・保有している情報の開示
- (2) 訂正等・・・内容に誤りがあるときは、訂正、追加または削除
- (3) 利用停止・・・この法律の義務規定に違反していることが判明したときは、利用停止または消去

個人情報保護法制の体系イメージ

個人情報保護法は、官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者による個人情報の取り扱いのルールの部分から構成されています。



☆個人情報保護法や個人情報の取り扱いに関し不明な点や、相談したいことがありましたら、下記までお問い合わせください。また、より詳しい資料が内閣府国民生活局の次のホームページに掲載されております。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

問合先 総務課 行政防災担当

問合先

◎直接まるたの森クリーンセンターへの持ち込みについて

1 一時多量ごみ・・・引越し・大掃除などで多量に出されるごみ。

★一般家庭の持ち込みごみは、無料です。

2 営業ごみ・・・商店・飲食店・事務所から排出されるごみ。

(有料：10kgにつき50円)

★持ち込みの際は、計量所の職員の指示にしたがってください。

※大月市・都留市以外のごみの持ち込みを防ぐ為、受け付け時に身分を証明するもの(免許証など)の提示をお願いいたします。

★「持ち込みごみ」の受付日時

品目	受付日	受付時間	備考
ごみ(可燃・不燃・粗大)、再資源化物	月曜日から金曜日	午前9時～11時45分	祝祭日を除く
		午後1時～3時30分	
	毎月第3日曜日	午前9時～11時30分	一般家庭対象
粗大ごみ(一般家庭)	毎月第2・4土曜日	午前9時～11時30分	祝祭日を除く

ごみと再資源化物の出し方・持ち込みについてのお知らせ

ごみと再資源化物は、決められた日の朝(午前8時まで)に町内の決められた場所へ出してください。※ごみと再資源化物の出し方・分け方については、平成17年度ごみ・再資源化物収集日程表を確認してください。

まるたの森クリーンセンター
(大月都留広域事務組合) ☎(20)2651